

業務仕様書

1 件名

滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙における期日前投票事務に係る労働者派遣

2 業務の概要

令和8年7月執行予定の滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙において期日前投票事務に従事する労働者を派遣する。

3 業務内容

指定された期日前投票所において、来場した選挙人に対して、宣誓書の記載方法等について案内を行い、受付に誘導するとともに、投票用紙交付等の投票事務を行う。

4 就業する事業所の所在地、名称

- (1) 大津市御陵町3番1号 大津市役所
- (2) 大津市木戸58番地 大津市役所木戸支所
- (3) 大津市本丸町6番40号 大津市役所膳所支所

5 派遣期間

令和8年6月19日(金)から同年7月4日(土)までの16日間(大津市役所以外は8日間)

※ただし、上記期間以外に大津市が定める日に説明会(1時間程度)を実施する場合等につき、派遣元事業主は業務遂行にあたり必要とされる労働者を選定して説明会に参加させること。

6 就業時間及び派遣人数等

派遣労働者の就業時間及び派遣人数等は下表1及び表2のとおりとする。

表1 大津市役所

就業時間		派遣人数	予定時間数
6月19日(金)から 7月3日(金)まで	8時15分から14時15分まで	5人/1日	(12時間×5人×15日間) 900時間
	14時05分から20時05分まで		
7月4日(土)	8時15分から14時15分まで	6人/1日	(12時間×6人×1日間) 72時間
	14時05分から20時05分まで		
			計 972時間

表2 大津市役所木戸支所・大津市役所膳所支所

就業時間		派遣人数	予定時間数
6月27日(土)から 7月3日(金)まで	8時45分から14時30分まで	5人/1日	(11.5時間×5人×7日間) 402.5時間
	14時20分から20時05分まで		
7月4日(土)	8時45分から14時30分まで	6人/1日	(11.5時間×6人×1日間) 69時間
	14時20分から20時05分まで		
			計 471.5時間 2か所合計 943時間

表1～2総合計 1,915時間

7 要件

- (1) 派遣期間を通じて継続的に勤務が可能な者
- (2) 指示された内容を正確かつ迅速に実施できる事務処理能力を有する者
- (3) 業務マニュアルを熟読し、マニュアルに沿って事務処理を行うことができる者
- (4) 接客マナーが身につけている者

8 派遣前研修

事前に派遣労働者に対して、個人情報保護、コンプライアンスの遵守など、官公庁において勤務するために必要な基礎知識等を身に付けるよう派遣元事業者の責任において教育・指導の上、派遣すること。

9 派遣元事業者の責任者等の決定

派遣元事業者は、派遣元責任者及び苦情の申出を受ける者を決定しておくこと。

10 派遣労働者の決定

派遣元事業者は派遣労働者を決定後、下記の文書を派遣先へ提出すること。

- (1) 派遣労働者名簿及び人員配置計画書
- (2) 派遣労働者及び派遣元事業者が署名した「情報の保護に関する誓約書」

11 派遣労働者の服装等

派遣労働者は、風紀信用等を損なうことのないよう節度ある服装・身だしなみを心掛けること。なお、勤務時間中においては派遣元事業者において名札を用意し、名札の着用を義務付けるものとする。

12 派遣労働者の義務等

- (1) 派遣労働者は、作業の履行にあたっては善良なる就業者としての注意をもって履行すること。
- (2) 派遣労働者は、個人情報等の業務上知り得た秘密情報について次の事項を遵守すること。
 - ① 秘密情報を漏えい又は紛失してはならない。
 - ② 個人情報を公開又は他の目的に使用してはならない。
 - ③ 派遣先責任者の許可なくして個人情報を取り扱ってはならない。
- (3) 派遣労働者は、業務の履行に必要な書類又はデータの授受、処理、保管その他の管理にあっては、漏えい、滅失、き損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。
- (4) 派遣労働者は、業務の履行のために派遣先事業者から提供された支給品、貸与品等を業務の履行以外の用途のために複写もしくは複製、第三者への提供及び外部への持出しを行ってはならない。

13 派遣元事業者の責務

- (1) 派遣元事業者は、派遣労働者が、派遣先の指揮命令に忠実に従い、職務の規律、秩序及び施設管理の諸規則、業務の心得等を厳守し、就業規則に違反しないよう、教育指導等の適切な措置を講じること。特に、守秘義務及び個人情報保護の遵守については十分な措置を講じること。
- (2) 派遣労働者が従事する業務について、派遣先責任者及び指揮命令者と連携して適切な教育・指導を行うとともに、本業務の円滑な遂行に対して必要な派遣労働者の受け入れ準備、教育、実施体制構築、質問・苦情対応、進捗管理及び急な増員要請などの管理業務を、派遣元事業者においてサポートすること。
- (3) 守秘義務違反、就業規則違反など、派遣労働者が法律等、業務及びその他の取り決めに違反した場

合、連帯してその責務を負うこと。

14 派遣労働者への便宜供与

業務処理に必要な施設、機器、備品、消耗品及び水道光熱費等は無償で使用できるものとする。ただし、これらの使用にあたっては、派遣労働者は善良な就業者の注意を払うとともに、施設内管理上の指示事項を遵守すること。なお、派遣労働者の過失により供与したものに損害があった場合は、派遣先、派遣元事業者及び派遣労働者と協議の上、派遣元事業者の責任において速やかに復元するものとする。

15 派遣労働者からの苦情処理方法

派遣元事業者又は派遣先において派遣労働者から苦情の申出を受けたときには、直ちに各々の責任者へ連絡するものとし、派遣元事業者及び派遣先の当該責任者が連携・協力して誠意を持って当該苦情の適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知するものとする。

16 派遣労働者の確保

派遣労働者が長期に渡る病気欠勤等により、派遣労働者の人員に欠員が生じる場合、派遣元事業者は責任をもって代替要員の確保を図ること。また、日々の業務においても欠員を生じさせることがないように努めること。

17 派遣労働者の能力の確保

次のいずれかの事情が発生した場合、派遣先責任者はその理由を示して、派遣元事業者はこの契約の目的を達するために必要な是正を求めることができる。その場合は、派遣元事業者は適正な措置を行わなくてはならない。

- (1) 無断欠勤、長時間の離席、業務命令不履行等勤務態度が不良である場合
- (2) 派遣就業中に派遣業務に関連のない事業等の勧誘や布教活動等を行った場合
- (3) 業務遂行能力が著しく欠落していると、派遣先責任者が認める場合
- (4) その他本業務を実施していく上で不相当と判断する事由が生じた場合

18 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

無期労働者又は60歳以上の者に限定しない。

19 労使協定の対象となる派遣労働者に限るか否かの別

派遣先と派遣元事業者との協議により決定する。

20 比較対象労働者にかかる情報提供及び契約変更について

労働者派遣法第26条第10項の規定により、比較対象労働者の待遇に関する情報に変更があった場合、派遣先は派遣元事業者に対して情報提供を行い、「派遣先均等・均衡方式」により派遣されている者について、比較労働者の賃金に増減が生じた場合は、労働者派遣法に基づき必要に応じて派遣元事業者と派遣先の協議のうえで契約変更を行うことができる。

21 派遣料金の請求及び支払い

派遣元事業主は、業務終了後、委託料の支払請求書を天津市に提出するものとする。請求金額は、派遣労働者の単価に総労働時間数を乗じ、消費税を付加して算出すること。天津市は支払請求書を受理したとき

は、受理した日から30日以内に委託料を派遣元事業主に支払うものとする。

22 その他

- (1) 予定している告示日及び選挙期日が異なることとなったとき、受託者は、委託者と協議の上、委託者が必要と認める場合は、別途変更契約を締結すること。
- (2) 派遣先で新型コロナウイルス等の感染症に感染又は感染の疑いがある者（派遣労働者を含む。）が発生した場合は、派遣先、派遣元事業者の双方で、感染症のまん延防止について対応を協議することができる。
- (3) 派遣元事業者は、自己の雇用する派遣労働者以外を派遣先に派遣してはならない。
- (4) 派遣元事業者又は派遣先において緊急事態が発生した際は、直ちに各々の責任者へ連絡するものとし、派遣元事業者及び派遣先の当該責任者が連携・協力して適正かつ迅速な対応を図ること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、労働者派遣法、大津市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて、派遣先及び派遣元事業者が信義誠実の原則に従い協議して定めること。